

第 8 1 回国民体育大会広報基本計画

第 8 1 回国民体育大会（以下「大会」という。）の広報活動については、第 8 1 回国民体育大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガンの制定及び普及
- (2) マスコットの制定及び普及
- (3) イメージソング等の制定及び普及

2 各種広報物による広報

各種広報物の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- (1) 広報紙の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 大会ガイドブック等の作成
- (4) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の刊行物（広報誌等）の活用
- (5) 広報グッズ等の作成

3 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報を実施する。

- (1) 広告塔、歓迎塔等の設置
- (2) のぼり、横断幕、懸垂幕等の設置
- (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置

4 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及び多様なメディアの活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ等による広報活動の推進
- (2) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の広報活動の活用
- (3) ホームページやソーシャルメディア等による広報活動の推進

5 イベント等による広報

大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- (2) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等において実施する各種イベントにおけるPR活動等の実施

6 映像による広報

PR映像を活用した広報を実施する。

- (1) 広報用映像の制作及びインターネット等での公開
- (2) 前回大会（日本のふるさと宮崎国体）や先催県の大会映像（DVD等）の貸出

7 記録映像等の制作

大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- (1) 大会記録映像（DVD等）の制作
- (2) 大会記録写真集の制作

8 参加章等の作成

大会の開催を記念し、参加章や記念章等を作成する。

- (1) 参加章、記念章の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

9 その他

その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。